2021年春:第1号



交通安全NEWS

発行:三菱電機人事部 発行日:2021.4.7

作成:三菱電機保険サービス

20年度、自転車通勤時の通勤災害が11件発生しています。 自転車による加害・被害・自損事故防止のために、 再度交通ルール・マナーを確認して、実践しましょう!

● 交通ルールを守って安全に走行しましょう。

車道と歩道がある道路では原則として、<mark>車道を通行</mark> しなければなりません。

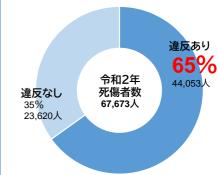
道路交通法上、一部の例外を除き、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは、車道通行が原則です。 【道路交通法第17条】

車道を通行するときは、 <mark>左側を通行</mark>しなければ なりません。

道路(車道)の中央から左の部分 を通行しなければなりません。 【道路交通法第17条】



自転車関連交通事故死傷者の法令違反



警察庁「令和2年中の交通事故の発生状況」から集計

事故死傷者の65%が法令違反をしています。

交通ルールを遵守しましょう!

歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行しなければなりません。

自転車は歩道の中央から車道寄り部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。 【道路交通法第63条の4】

安全ルールを守りましょう。

- ・飲酒運転・二人乗り・並走の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ・ながらスマホ、傘さしの禁止







● 所属事業所のルールに沿って自転車損害賠償責任保険等に加入下さい。

自転車による事故でも、運転者に多額の賠償責任が 生じる可能性がありますので、損害を賠償するための 保険等に加入するようにしましょう。

被害者救済の観点から、条例にて保険加入を義務化する 自治体が増えています。

【義務化されている自治体】

宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、千葉市、岡山市

国土交通省「自転車損害賠償責任保険等への加入促進について」(令和3年4月1日現在)

※会社の制度である「三菱電機グループ保険」で準備できます。【相談窓口:最寄りの三菱電機保険サービス(MEIS)】